

新法紹介

- 1 「経済の着実な安定化のための一括的政策措置の発布に関する通知」
- 2 「増値税控除留保税額的全額還付政策の適用される業種範囲の拡大に関する公告」
- 3 「ハイテク・『専精特新』企業によるクロスボーダー融資円滑化の試験的实施に関する通知」
- 4 「上海市の経済回復・復興加速行動計画」

1 「経済の着実な安定化のための一括的政策措置の発布に関する通知」

国務院は、2022年5月31日に「経済の着実な安定化のための一括的政策措置の発布に関する通知」を発表し、財政政策、貨幣金融政策、投資安定化政策、消費促進政策、産業及びサプライチェーン安定化政策等の方面から計33項目の具体的措置を打ち出した。特に企業に関連している項目として、以下の内容が挙げられると思われる。

- ① 従来の製造業や技術サービス業等に加えて、卸売・小売業等7つの産業に所属する企業を、増値税控除留保税額の還付政策の適用対象として組み入れる。
- ② 社会保険納付猶予政策の適用範囲を、従来の飲食、小売、観光、民間航空、運輸の5業種以外に、自動車製造業、紡績業、製紙及び紙製品業等の計17業種を追加し、これら産業に対する養老保険料の支払猶予期限を22年末までに延長し、また新型コロナウイルス感染症の影響を著しく受けた地域にある生産経営が困難な状況に陥っているすべての中小企業・零細企業に対して、養老、失業、労災の3項目の社会保険料の会社納付部分を段階的に納付猶予し、猶予期限を22年末まで延長する。
- ③ 就業・雇用を安定させるための支援・サポートを強化し、一定の条件を満たす場合の前年度の納付済失業保険料の還付制度に関する大型企業の還付率を引き上げ、更に雇用維持支援金の適用対象を拡大し、また大学新卒者を採用した企業に対する一回払いの雇用拡大補助金を給付する。
- ④ 政府調達、政府系融資担保、地方政府による専用債券の発行等による企業への支援を強化する。
- ⑤ 重大外資プロジェクトの推進を加速して外国からの投資を積極的に導入する。特に「外商投資奨励産業目録」の改正を加速し、外資参入を促して先進的な製造、科学技術イノベーション等領域及び中西部・東北地区に更なる投資を増やし、外国投資によるハイテク研究開発センターの設立を支持する。企業のクロスボーダー融資のルートを拡大し、条件を満たすハイテク及び「専精特新」に属する企業による外債の円滑化試験の実施を支持する。なお、中国における外国商会・協会、外資企業

との恒常的な交流メカニズムを構築・完備し、外資企業の中国におけるビジネス円滑化等の問題を積極的に解決し、外商投資を更に安定、拡大する。

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の中高リスク地域におけるセーフティネット企業、産業サプライチェーン重点企業、重点外国貿易・外資企業等の「ホワイトリスト」を作成し、スポット間輸送、非接触引き渡し等の手段を実施していく。

URL：http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-05/31/content_5693159.htm

(国務院 2022年5月31日公布・施行)

2 「増値税控除留保税額的全額還付政策の適用される業種範囲の拡大に関する公告」

財政部及び国家税務総局は、2022年6月7日に「増値税控除留保税額的全額還付政策の適用される業種範囲の拡大に関する公告」を発表し、同年7月1日から増値税控除留保税額的全額還付政策の適用される業種範囲を拡大することを明確にした。具体的には、財政部・国家税務総局の「増値税期末控除留保税額還付政策の実施力をさらに強化することに関する公告」第2条に定める「製造業等の業種を適用対象として増値税増量控除留保税額を月ごとに全額還付し、未控除税額の残額を一括還付する」といった政策について、更に「卸売及び小売業」、「農林業、牧畜業、漁業」、「宿泊業及び飲食業」、「住民サービス・修理及びその他のサービス業」、「教育業」、「衛生及び社会福祉業」並びに「文化、体育及び娯楽業」に所属する企業（個人事業主を含む）を適用対象として追加した上で、条件を満たしている業種の企業等は、主管の税務機関に対して2022年7月の納税申告期から増量控除税額の還付及び未控除税額の一括還付を申し込むことができるとされている。

URL：http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202206/t20220607_3816110.htm

(財政部・国家税務総局 2022年6月7日公布・施行)

3 「ハイテク・『専精特新』企業によるクロスボーダー融資円滑化の試験的实施に関する通知」

国家外貨管理局は、2022年5月31日に、「ハイテク・『專精特新』企業によるクロスボーダー融資円滑化の試験的実施に関する通知」を公布した。本通知によれば、国家外貨管理局は、企業のクロスボーダー融資ルートをもっと開拓することを目的とし、同局の下にある天津市分局、上海市分局等17か所の分局がハイテク企業（国・地方の関連部門に認証される知的財産権を所有し、先端的技術又は工法を持ち、市場の将来性が期待されつつも、純資産の規模が比較的小さいイノベーション型企業を指す。）及び「專精特新」企業（国・地方の関連部門によって「専門化・精細化・特色化・斬新化」という特徴を有すると認証される企業を指す。）向けのクロスボーダー融資円滑化のための試験作業を実施することを認め、条件に合致する企業が一定の限度額内の外債を自主的に借り入れることを認めるとされている。具体的には、既に試験作業を実施している上海市分局、江蘇省分局、湖北省分局等の9か所の分局の管轄する地域においては、条件に適合するハイテク企業及び「專精特新」企業は1000万米ドルと同額の外債を超えない範囲で自主的に外債を借り入れることができ、一方、残りの8か所の分局が管轄する地域における条件に適合するハイテク企業及び「專精特新」企業は500万米ドルと同額の外債を超えない範囲で自主的に外債を借り入れることができるとされている。なお、具体的な条件や実施要求については、同通知にて公布された『ハイテク・「專精特新」企業によるクロスボーダー融資便利化試験展開の業務ガイドライン（試行）』に従うものとされている。

URL：<http://www.safe.gov.cn/safe/2022/0531/21030.html>

（国家外貨管理局 2022年5月31日公布・施行）

4 「上海市の経済回復・復興加速行動計画」

国務院による経済安定化の一括的政策・措置を着実に実行するため、新型コロナウイルス感染症の防疫管理と経済・社会の発展をもっと効率的、統括的に進め、急速な経済回復と復興を促進することを目指して、上海市政府は、2022年5月29日に「上海市の経済回復・復興加速行動計画」（以下「本計画」という）を発表、施行した。本計画では、市場事業者の困窮・負担を軽減・解消することに重点を置き、全市域における操業再開、生産再開、市場再開を全面的かつ秩序立てて推進し、外国投資と対外貿易に対して様々な措置・政策を講じて安定させ、消費と投資の回復を促進する等8つの方面で計50項目の措置を打ち出した。具体的な措置としては、以下の内容が挙げられる。

まず、事業者の困窮・負担を軽減・解消するための方策については、①（主に飲食業・小売業・観光業・航空業・運送業の5つ困難

業種を対象として）社会保険・医療保険・住宅積立金及び租税の段階的な納付猶予、②家賃減免の適用範囲の拡大（家賃減免した非国有家屋の所有者・経営管理者に対する補助金支給、家賃減免した事業者に対する不動産税・都市土地使用税の減免）、③水道費・電気代・ガス代・ネット料金・生活ゴミの処理費用等のコストの引き下げ、④製造業や科学研究・技術サービス業の6つ業種について増値税の還付、⑤不動産税・都市土地使用税の納付が困難な納税者を対象とする第2、3四半期の当該租税の納付減免、⑥コロナによって著しく影響を受けた業種の企業を支援し、雇用を安定させるための支援金の支給等が含まれる。

次に、操業再開、生産再開、市場再開を推進するための方策については、①企業の操業再開、生産再開、市場再開についてのサポートとサービスの強化（各業種向けの防疫ガイドラインの更新、企業再開承認制を含む不合理な制限の撤廃、特別業種の再開に向けた防疫と消毒作業による支出への支援金の支給）、②自動車、集積回路、生物医薬等製造業企業による産業チェーン全体の操業・生産再開を果たすためのサポート・支援、③国内・国際物流輸送ルートの円滑化等が挙げられる。

次に、外国投資及び対外貿易を安定させる措置については、①外資企業の生産経営の回復への支援（操業・生産再開ための重点外資企業向け専従者サービスメカニズムの構築、重大外資系プロジェクトのオンラインサービスシステムの活用、多国籍企業による上海での地域本部や外資系研究開発センターの設置への更なる支援）、②国家の政策を踏まえて、税政策・金融政策による支援手段の強化、③外資企業及び対外貿易企業の政策への期待と事業への自信を安定させること（通関の利便性向上の措置の実施、高級管理職との面談やオンラインテーブル会議等を通じての外資企業との交流の強化、外資企業の駐在員及びその家族、重要なビジネス活動を展開する高級管理職・グローバル幹部及び専門技術者、対外貿易企業の重要な海外顧客を対象とする訪中招聘状及び出入国手続上の便宜の提供、2022年度外国投資・対外貿易を重点に置く国・上海市の専用資金による支援の範囲・強度の拡大）、⑤対外貿易企業向けの輸出税還付、輸出信用保険等支援の強化等の施策が出された。

また、消費と投資の回復を促進する方策については、①大口消費を手掛かりとして消費を刺激すること（自動車、家電等の製品）、②消費・供給保障体系の健全化、③祝日活動をきっかけに消費を促進すること（企業による消費クーポン券の発行等への奨励・サポート）、④文化クリエイティブ産業、観光業、体育産業の発展へのサポート、⑤有効な投資を積極的に拡大すること（建設中のプロジェクト再開を全力で推進し、インフラ建設等の重点的プロジェクト及

び集積回路、新エネルギー自動車等の重大産業プロジェクトの実行と着工・建設を促進し、支援すること、民間資本による都市鉄道、新型インフラ等都市インフラ等のプロジェクトへの参入を奨励すること、金融機関による中小企業、零細企業及び個人事業主等の貸付金の返済猶予措置を奨励すること、銀行系金融機関による企業向けの救済専用貸付金の設置を奨励すること、より多くの条件を満たす資産管理機構がQFLP試験作業及びQDLP試験作業への参与を支持し、試験作業に参加する企業による上海においてグローバル又はアジア太平洋地域の投資管理センターの設立を奨励すること、

譲受人による土地所有権の払下金に関する支払期限の延期又は分割払いに関する申請に対する容認等が含まれる。

それ以外、就業や人材育成への支援・補助、ビジネス環境の改善、企業向けのサポート・サービス等の分野でもいくつかの施策・措置が講じられる。

URL : <https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20220529/c931ca8e68cd434293e122204c61ecc8.html>

(上海市人民政府 2022年5月29日公布・施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。